

## 日本モンテッソーリ協会会則

### 第1条 (名 称)

本会は、日本モンテッソーリ協会という。

### 第2条 (事務局)

本会は事務局を〒112-0002 東京都文京区小石川 2-17-41  
富坂キリスト教センター2号館に置く。

### 第3条 (目 的)

本会は、日本におけるモンテッソーリ教育研究者間の連携協同により、モンテッソーリ教育原理と実践を研究し、その普及を図ることを目的とする。

### 第4条 (事 業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) モンテッソーリ教育法の実践及び普及。
- (2) モンテッソーリ教育法の指導者の養成及びモンテッソーリ教員養成コースの認定。
- (3) 日本モンテッソーリ協会(学会)全国大会の開催。
- (4) モンテッソーリ教育の普及・発展を目的とする奨学金制度の設定。
- (5) モンテッソーリ教育教材の研究作成及び普及。
- (6) 講演会、研修会及び研究発表会の開催。
- (7) モンテッソーリ教育に関する印刷物の発行。
- (8) 海外諸国のモンテッソーリ協会との交流及び情報の交換。
- (9) その他、必要な事項。

### 第5条 (会 員)

1. 本会の会員は、本会の目的に賛同して所定の入会手続きを経た個人及び団体とする。
2. 会員は本会則第19条に定める会費を納入しなければならない。
3. 会員には本会発行の印刷物を配布する。
4. 第1項に定める会員以外に、本会の運営水準を保つ賛助金出資者を、維持会員という。  
ただし、維持会員は、理事選挙の選挙権、被選挙権を持たない。
5. 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を失う。
  - (1) 会員である個人が死亡、又は一身上の事由によるとき。
  - (2) 会員である団体が消滅したとき。
  - (3) 1年以上会費を納めないとき。

### 第6条 (支 部)

1. 本会は、会員の希望により、一定地域の中で、支部を設置することができる。
2. 支部の設置及び運営に関しては、理事会に申請し、理事会及び総会の承認を得るものとする。
3. 支部は、本会の理事選挙規定に則って理事及び支部長の選出を行う。

### 第7条 (役 員)

本会に次の役員を置く。

名誉会長	1名
会長(理事長)	1名
副会長(副理事長)	2名
常任理事	若干名
理 事	若干名
監 事	2名
顧 問	若干名

## 第8条 (役員の仕事)

役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 名誉会長は、本会の活動理念に基づき、会長（理事長）に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は報告に徴することができる。
- (2) 会長は、本会を代表し理事長となり、本会を総督する。
- (3) 副会長（副理事長）は、会長（理事長）を補佐し、会長（理事長）に事故ある時にその職務を代行する。
- (4) 常任理事は常任理事会を構成し、本会の常務を審議し、職務を行う。
- (5) 理事は、理事会を構成し、本会の重要な事項を審議し、職務を行う。
- (6) 監事は本会の会計及び業務の執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。
- (7) 顧問は、会長（理事長）が委嘱し本会の諮問に応ずる。

## 第9条 (役員を選出)

1. 理事の選任は次のとおりとする。

- (1) 本会の定める選挙規定に従って各支部ごとに選出された者 14 名。
- (2) 各モンテッソーリ教員養成コースの代表者又はこれに代る者、並びに事務局長。
- (3) 上記 1、2 号の理事によって推薦され、会長（理事長）の任命による者、若干名。

2. 会長（理事長）、副会長（副理事長）、常任理事は、理事の互選とする。

3. 監事は、理事又は本会の職員以外の会員から会長（理事長）が推薦し、委嘱する。理事又は本会職員をかねてはならない。

## 第10条 (役員の仕事)

役員の仕事は 3 年とし再任を妨げない。

## 第11条 (機関)

1. 本会は次の機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 理 事 会
- (3) 常任理事会

2. 必要に応じて、各種委員会をおくことができる。

## 第12条 (総 会)

1. 総会は、本会の最高の議決機関であって全会員をもって構成する。

2. 総会は、年一回以上会長（理事長）が招集する。

3. 総会に議長を置き次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 会則の改正
- (4) その他、本会が必要と認めた事項

## 第13条 (理事会)

1. 理事会は、理事をもって構成する。監事は、理事会に出席するものとする。

2. 理事会は、総会に属する議事決定事項以外でこの会が必要とする重要な事項を議決する。  
ただし総会を開くいとまがない時は、総会に代わって議決することができる。

3. 理事会は会長（理事長）が招集する。

## 第14条 (常任理事会)

1. 常任理事会は理事の互選によって選ばれた者で構成する。監事は、常任理事会に出席するものとする。

2. 総会又は理事会を開くいとまのない時は、総会又は理事会に代わって議決することができる。
3. 常任理事会は会長（理事長）が招集する。

#### 第 15 条（各種委員会）

1. 本会は必要に応じて委員会を設置することができる。
2. 委員会は理事 2 名以上が委員となり、当委員会の課題によって会員の協力を求めて委員会を組織する。
3. 委員会は経過、結論を理事会に報告するとともに、その目的を達成したときは、これをすみやかに解散する。

#### 第 16 条（表 決）

総会及び理事会と常任理事会の決議は出席者過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長又は会長（理事長）の決するところによる。

#### 第 17 条（事務局）

本会の事務を処理するために事務局を置く。

2. 事務局には次の職員を置く
  - (1) 事務局長 1 名
  - (2) 書 記 若干名
  - (3) 会 計 1 名
3. 前項第 2 号及び 3 号の事務局職員は常任理事会が委嘱する。

#### 第 18 条（会計年度、帳簿等の保存および廃棄）

1. 本会の会計年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 30 日に終る。
2. 本会の会計帳簿、伝票類は 7 年間保存する。
3. 第 2 項の保存期間経過後の会計帳簿、伝票類は事務局長の決裁を得て廃棄するものとする。

#### 第 19 条（経 費）

- (1) 本会の経費は、入会金 2000 円、個人・団体年額 5000 円。入会金不要の維持会費年額一口 10,000 円、寄付金、その他の収入による。
- (2) 維持会費は、個人・施設とも一口以上、上限は定めない。

#### 第 20 条（規 定）

- (1) この会則に定めない事項で、本会の運営のために必要と考えられる規定（別表参照）は、理事会の議を経て総会で定めることができる。

この会則に定めない事項で本会の運営のために必要と考えられる規定（別表参考）は以下のとおり。

#### [別 表]

- (1) 選挙管理委員会規定
- (2) 理事選挙規定（投票要領は別にあり）
- (3) 編集委員会規定（投稿・査読に関する規定・要領は別にあり）
- (4) 支部規定
- (5) モンテッソーリ教員免許取得証明書規定
- (6) 役員費用弁償内規
- (7) 日本モンテッソーリ協会の収支報告書における勘定科目について  
日本モンテッソーリ協会の収支報告書における勘定科目は、平成 21 年度当協会収支報告書を基準に下表のように確定する。（表は別にあり）
- (8) 役員旅費規定
- (9) 日本モンテッソーリ協会(学会)ルーメル・モンテッソーリ奨励基金規定
- (10) 全国大会 経費運用規定

[創 立] 日本モンテッソーリ協会の創立年月日

昭和 43 年（1968 年）7 月 21 日

## 附 則

1. この会則は、昭和43年 4月 1日から施行する。
1. この会則は、平成 7年 8月 1日から一部改正し、施行する。
1. この会則は、平成10年 1月10日から一部改正し、施行する。
1. この会則は、平成16年 7月30日から一部改正し、施行する。
1. この会則は、平成17年 8月 1日から一部改正し、施行する。
1. この会則は、平成19年 1月27日から一部改正し、施行する。
1. この会則は、平成20年 8月 1日から一部改正し、施行する。
1. この会則は、平成21年 8月 1日から一部改正し、施行する。
1. この会則は、平成23年 8月 7日から一部改正し、施行する。
1. この会則は、平成23年 8月 7日から一部改正し、施行する。
1. この会則は、平成24年 8月 4日から一部改正し、施行する。
1. この会則は、平成25年 7月30日から一部改正し、施行する。
1. この会則は、平成26年 8月 6日から一部改正し、施行する。
1. この会則は、平成28年 8月 9日から一部改正し、施行する。

以上